

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 案	現 行
(定義) 第一条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十五 (略) 十六 委託金融商品取引所 法第百二条の十九第一項に規定する委託金融商品取引所をいう。 十七 三十 (略) 3 (略) (取引所金融商品市場開設の免許の予備審査) 第五条の二 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十一条第一項の免許申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。 (自主規制業務) 第七条 法第八十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	(定義) 第一条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十五 (略) 十六 委託金融商品取引所 法第百二条の二十に規定する委託金融商品取引所をいう。 十七 三十 (略) 3 (略) (新設) (自主規制業務) 第七条 法第八十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五・六 (略)

(特定業務)

第七条の二 法第八十五条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為に関する業務とする。

一 有価証券又はその発行者が上場又は上場廃止に関する基準又は要件に適合するかどうかの調査

二 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供が前条第四号の審査を行うための基準に適合するかどうかの調査

三 上場する有価証券の発行者に対する前条第四号の措置を行うための基準に適合するかどうかの調査及び当該措置の目的を達成させるために必要な措置

(金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置)

第七条の三 金融商品取引所は、法第八十五条第四項の規定により特定業務(同項に規定する特定業務をいう。以下この条及び第三十二条の二において同じ。)を委託する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・三 (略)

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五・六 (略)

(新設)

(新設)

-
- 一 当該特定業務を的確、公正かつ効率的に実施することができる
と認められる者に委託するための措置
 - 二 当該特定業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、当該特定業務以外の業務による利益を図るため、当該特定業務に関し、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為を行うことを防止するための措置
 - 三 受託者が、当該特定業務に関して知り得た情報を、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為に利用することを防止するための措置
 - 四 当該特定業務に係る発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置
 - 五 受託者における当該特定業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又はその他の手段により確認することにより、受託者が当該特定業務を的確に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
 - 六 金融商品取引所の自主規制業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要がある場合には、当該特定業務の委託の条件の変更、違約金の徴収、委託の終了その他の必要な措置を講ずるための措置
-

（金融商品の取引に類似する取引に係る認可申請等）

第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。

2 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 認可を受けようとする業務の種類
- 二 当該業務の開始予定年月日

3 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該業務を行う理由を記載した書面
- 二 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 三 当該業務に関する内部規則
- 四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面
- 五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面

（金融商品の取引に類似する取引に係る認可の予備審査）

第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第二項の認可申請書及び同条第三項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（新設）

（新設）

(自主規制法人が特定業務を再委託する場合に講ずべき措置)

第三十二条の二 第七条の三の規定は、法第百二条の十九第一項ただし書の規定により自主規制法人が特定業務を再委託する場合について準用する。

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類(申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類)

イ 申請者が法人(地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。)である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 役員(会計参与を除く。以下(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(新設)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類

イ 申請者が法人である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 取締役及び監査役(会社以外の法人にあつては理事、監事その他これらに準ずる者。(3)において同じ。)の履歴書及び住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限る。)又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (略)

(6) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第六十条の十第一項の認可と

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(5) (略)

(6) 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

同種類の認可又はこれに類する許可その他の行政処分を受け
ていることを証する書類

(11) 外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開

設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割

合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。

）以上の数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう

。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引

所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品

取引所持株会社の子会社（令第十九条の三の三第二号ハに規

定する子会社をいう。）であることを知ることができる書類

ロ 申請者が地方公共団体である場合 最終の貸借対照表その他

当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知るこ

とができる書類

ハ（略）

二〃四（略）

（金融商品取引所持株会社の認可の予備審査）

第五十八条 法第百六条の十第一項の認可を受けようとする者は、前

条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同条第一項の認可申請書

及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官を経由

して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等）

（新設）

ロ 申請者が地方公共団体である場合 最終の貸借対照表その他

当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知るこ

とができる書類

ハ（略）

二〃四（略）

（金融商品取引所持株会社の認可の予備審査）

第五十八条 法第百六条の十第一項の認可を受けようとする者は、前

条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同条第一項の認可申請書

及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出

して予備審査を求めることができる。

（金融商品取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等）

第六十条 第四十四条の規定は法第六六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第四十五条の規定は法第六六条の十五の規定により対象議決権保有届出書を提出する者及び同項に規定する内閣府令で定める事項について、第五十五条の規定は法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について、それぞれ準用する。

2 第五十四条(第二項第一号イ(10)を除く。)の規定は、法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同号イ(11)中「外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」とあるのは「外国金融商品取引市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社」とあるのは「認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所」と読み替えるものとする。

(一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者)

第六十三條の二 法第六十七條の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者(第一号から第三号までに掲げる者にあつては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。)とする。

一 有価証券の発行者

二 有価証券の発行者の取締役等(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)であり、かつ、支配株主等(令第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、

第六十条 第四十四条の規定は法第六六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第四十五条の規定は法第六六条の十五の規定により対象議決権保有届出書を提出する者及び同項に規定する内閣府令で定める事項について、第五十四条及び第五十五条の規定は法第六六条の十七第一項の認可を受けようとする者について、それぞれ準用する。

(新設)

(新設)

当該発行者が会社以外の者である場合にはこれに準ずる者を含む。
以下この条において同じ。）である者（以下この条において「
特定役員」という。）又は当該特定役員の被支配法人等（前号に
掲げる者を除く。）

三 有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二
項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ
。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する
法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第百
四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第
二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条
（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）
の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係
る議決権を含む。以下この条において「特定議決権」という。）
を保有する会社（前号に掲げる者を除く。）

四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該
発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員
等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、
継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の
一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うも
のに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を
除く。）

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九

号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2| 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第二号及びこの項の規定を適用する。

3| 第一項第二号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える特定議決権を保有する場合における当該他の法人等をいう。

4| 第一項第四号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

（届出書の提出先等）

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六（法第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百三条の二第三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項（法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（

（届出書の提出先等）

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百条の十六（法第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の十七第二項、第百二条の十五第一項、第百三条の二第三項、第百五条、第百六条の三第一項、第三項（法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（法第百六条の十七第四項において

法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）、第百六条の八第二項（法第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項、第百六条の二十四ただし書、第百二十条、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百二十八条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条、第百四十条第二項、第百四十九条、第百五十三条の三又は第百八十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2
(略)

(標準処理期間)

第百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百一条の十七第一項、第百二条の十四、第百五条第一項、第百六条の三第一項、第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の十四第四項ただし書、第

準用する場合を含む。）、第百六条の八第二項（法第百六条の二十二第二項及び第百七条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項、第百六条の二十四ただし書、第百二十条、第百二十一條、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条、第百二十八条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条、第百四十条第二項、第百四十九条、第百五十三条の三又は第百八十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2
(略)

(標準処理期間)

第百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第百一条の十七第一項、第百二条の十四、第百五条第一項、第百六条の三第一項、第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の十四第四項ただし書、第百六条の十七第一項、第百六条の

百六条の十七第一項、第百六条の二十四ただし書、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項、第百四十九条第一項又は第百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

二十四ただし書、第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十六条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項、第百四十九条第一項又は第百五十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)